

本部町社会福祉協議会役員報酬及び費用弁償等に関する規程

制 定 平成18年 6月 1日
改 正 令和 2年 4月 1日

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人本部町社会福祉協議会（以下「社協」という。）の開催する次の各号に該当する会議等に出席する者に関する事項を定めることを目的とする。

- (1) 社協の開催する理事会、評議員会、監査。
- (2) その他会長が認める事項。

(報酬)

第2条 報酬の額は次の通り支給する。

- (1) 会長 月 50,000円
- (2) 副会長 月 10,000円
- (3) 理事、評議員、監事が理事会又は評議員会に出席したときは1日につき2,000円及び交通費として500円を支給する。
- (4) 監事が監査のため出席したときは、1日につき5,000円及び交通費として500円を支給する。

(費用弁償)

第3条 前条に定める者が、その職務のために出張する場合は、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の旅費の支給方法は、本部町社会福祉協議会常務理事の給与及び旅費に関する規程を準用する。

附 則

- 1 この規程は平成18年6月1日より施行する
- 2 この規程施行の日から本部町社会福祉協議会報酬規程及び本部町社会福祉協議会費用弁償規程は廃止する。
- 3 この規程は令和2年4月1日より施行する。